

合志市教育委員会の後援等に関する事務取扱要綱

平成30年3月23日

教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は教育関係行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、合志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）をする基準及びその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、単に教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。
- (2) 協賛 団体等が主催する事業が前号に規定する事業であり、かつ、特に教育施策の推進に果たす役割が大きいと認められる事業を行う場合に、後援に加えて財政的支援を行うことをいう。
- (3) 共催 団体等と教育委員会がともに事業等の主体となって、短期間の事業等を行い、かつ、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。

(後援等の申請)

第3条 教育委員会の後援等を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1月前までに後援等申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、前年度に同様の事業等で後援等を受けた場合で、その事業内容に変更がない場合は、第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(後援等の承認基準)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当すると認める事業については、後援等を承認することができる。

- (1) 合志市教育委員会の教育施策推進上、有益であると認められるものであること。
- (2) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められるものであること。
- (3) 原則として、本市の区域若しくはこれに隣接する地域で開催されるもので広く市民を対象とした事業等であること、又は主催団体事務局の所在が本市にあるものであること。
- (4) 事業等の開催場所においては、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が十分配慮されるものであること。
- (5) 特定の会員を対象とせず、一般に公開されており、公益性の高いものであること。
- (6) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (7) 政治的活動または宗教的目的を持たないこと。
- (8) 営利又は商業的行為を目的としないものであること。
- (9) 入場料、参加料等がある場合は、その額が適正と認められるものであること。
- (10) 団体等の構成員になることを前提とし、又は団体等への加入の勧誘を目的とするものではないこと。

(後援等の承認等)

第5条 教育委員会は、第3条の申請書の提出を受けた場合は、前条の規定により審査し、後援等承認（不承認）通知書（様式第2号）によって、承認の可否を団体等へ通知するものとする。

2 教育委員会は、後援等の承認をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 後援等の名義を「合志市教育委員会」とすること。
- (2) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等の責任において処理を行うこと。

(3) その他必要な事項

(事業計画の変更の届出)

第6条 前条の規定により承認を受けた団体等（以下「承認団体等」という。）は、承認を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を添えて、後援等変更申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出を受けた場合は、第4条の規定により審査し、後援

等変更承認（不承認）通知書（様式第4号）によって、承認の可否を団体等へ通知するものとする。

- 3 教育委員会は前項の規定による承認をする場合において、当該承認に付した条件を変更することができる。

（報告）

第7条 教育委員会は、必要があると認められるときは、事業等の終了後速やかに承認団体等に対し、後援等事業等実績報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。

（承認の取消し等）

第8条 教育委員会は、承認団体等が次のいずれかに該当した場合は、その承認を取り消し、後援等取消決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しにより団体等に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

- (1) 第4条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。
- (2) 承認団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- (3) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が取り消す必要があると認めたとき。

- 2 前項の規定により承認が取り消された団体等又は事業等の実施後に前項の規定に該当したことが明らかになった承認団体等については、承認が取り消され、又は前項の規定に該当したことが明らかになった日以降の共催及び後援は、原則として行わないものとする。

（事務主管課）

第9条 後援等に関する承認事務は、当該後援等に係る事業等に内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

後援等申請書		
年 月 日		
(あて先)合志市教育委員会		
住 所		
名 称		
申請者 代表者氏名		
電 話		
申請者氏名		
次の事業等について、後援等の承認を受けたいので、合志市教育委員会の後援等に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。		
共 催 ・ 後 援 の 別	☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ 共催	
事 業 等 の 名 称		
事 業 等 の 開 催 日	年 月 日()から 年 月 日() まで	
事 業 等 の 概 要	趣 旨	
	場 所	
	対 象 者	合 計 名
	募 集 方 法	
	参 加 料	
他の後援等予定者		
過 去 の 実 績		☐ 前回の申請(年 月 日) ☐ 初めて申請する
事 務 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	メールアドレス	
	H P ア ド レ ス	

(注) 法人にあっては、主たる事務所の所在地を住所に記載してください。

様式第 2 号(第 5 条関係)

後援等承認（不承認）通知書	
合 第 号 年 月 日	
様	
合志市教育委員会 印	
年 月 日付けで後援等の申請のありました事業等について、次のとおり承認しましたので（不承認としましたので）、合志市教育委員会の後援等に関する要綱第 5 条の規定に基づき通知します。	
後 援 等 の 種 別	☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ 共催
事 業 等 の 名 称	
事 業 等 の 開 催 日	年 月 日()から 年 月 日() まで
事業等の開催場所	
承 認 期 間	事業等の終了まで
承認に当たって 付 する 条 件 (不承認の理由)	
担 当 課	合志市教育委員会事務局教育部 課 電話 内線() 担当()

- (注) 1 承認を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、教育委員会に申請し、承認を受けること。
- 2 後援等承諾通知書を交付した後においても、承認基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は教育委員会が取消しを必要と認めたとき等は、その承認を取り消すことがある。
- 3 事業等の終了後は、速やかに事業結果を報告すること。

様式第 3 号(第 6 条関係)

後援等変更申請書	
年 月 日	
(あて先)合志市教育委員会	
住所	
名称	
申請者 代表者氏名	
電話	
申請者氏名	
年 月 日付け合 第 号で後援等の承認を受けた事業等について、次のとおり変更したいので、合志市教育委員会の後援等に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	年 月 日()から 年 月 日() まで
事業等の開催場所	
変更理由	
変更内容	変更前
	変更後
その他必要な事項	

様式第 4 号(第 6 条関係)

後援等変更承認（不承認）通知書		
合 第 号 年 月 日		
様		
合志市教育委員会 印		
年 月 日付け合 第 号で後援等の承認をした事業等の変更申請が次のとおりあったことについて、承認しましたので（不承認としましたので）、合志市教育委員会の後援等に関する要綱第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき通知します。		
後 援 等 の 別	☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ 共催	
事 業 等 の 名 称		
事業等の開催日	年 月 日()から 年 月 日() まで	
事業等の開催場所		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
承認に当たって 付 する 条 件 (不承認の理由)		
担 当 課	合志市教育委員会事務局教育部 課 電話 内線() 担当 ()	

様式第 5 号(第 7 条関係)

後援等事業等実施報告書	
年 月 日	
(あて先)合志市教育委員会	
住所	
名称	
報告者	代表者氏名
電話	
報告者氏名	
合志市教育委員会の後援等を受けて実施した事業等が、次のとおり終了したので報告します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	年 月 日()から 年 月 日() まで
事業等の開催場所	
実施状況 (参加者数等)	
他の後援者・協賛者・共催者	
成果等 (収支決算)	

様式第 6 号(第 8 条関係)

後援等取消決定通知書	
合 年 第 月 号 日	
様	
合志市教育委員会 印	
年 月 日付け合 第 号で後援等の承認をした事業等については、次の理由により承認を取り消します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	
事業等の開催場所	
取り消す理由	
担当課	合志市教育委員会事務局教育部 課 電話 内線() 担当 ()
備考	